

## 食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）（抄）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>第2 添加物</p> <p>A・B (略)<br/>C 試薬・試液等</p> <p>別に規定するもののほか、試験に用いる試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、標準品、クロマトグラフィー用担体／充填剤、温度計、ろ紙、ろ過器、計量器・用器及び参考赤外吸収スペクトルは、次に示すものを用いる。</p> <p>なお、日本産業規格に適合する試薬については、その番号を付し、特級、1級、pH標準液用等の種類のある場合には、種類も付した。本規格で用いる試薬の名称が日本産業規格の名称と異なるものには、本規格の名称の次に日本産業規格の試薬の名称を付した。認証標準物質は、J I S Q0034に適合しJ I S Q0031に規定する認証書が添付されたものをいう。計量法（平成4年法律第51号）に規定する標準液又は標準ガスは、J I S Q0034に適合し、同法第144条第1項に基づく証明書が添付されたものをいう。</p> <p>試薬・試液、容量分析用標準液及び標準液を保存するガラス容器は、溶解度及びアルカリ度が極めて小さく、鉛及びヒ素をできるだけ含まないものを用いる。</p> <p>1. 試薬・試液<br/>(略)<br/>(削除)</p> | <p>第2 添加物</p> <p>A・B (略)<br/>C 試薬・試液等</p> <p>別に規定するもののほか、試験に用いる試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、標準品、クロマトグラフィー用担体／充填剤、温度計、ろ紙、ろ過器、計量器・用器及び参考赤外吸収スペクトルは、次に示すものを用いる。</p> <p>なお、日本産業規格に適合する試薬については、その番号を付し、特級、1級、pH標準液用等の種類のある場合には、種類も付した。本規格で用いる試薬の名称が日本産業規格の名称と異なるものには、本規格の名称の次に日本産業規格の試薬の名称を付した。認証標準物質は、J I S Q0034に適合しJ I S Q0031に規定する認証書が添付されたものをいう。計量法（平成4年法律第51号）に規定する標準液又は標準ガスは、J I S Q0034に適合し、同法第144条第1項に基づく証明書が添付されたものをいう。</p> <p>試薬・試液、容量分析用標準液及び標準液を保存するガラス容器は、溶解度及びアルカリ度が極めて小さく、鉛及びヒ素をできるだけ含まないものを用いる。</p> <p>1. 試薬・試液<br/>(略)<br/><u>0.05mol/L水酸化カリウム溶液 1000mL中水酸化カリウム (KOH、分子量56.11) 2.805gを含む。</u><br/><u>1mol/L水酸化カリウム溶液に水(二酸化炭素除去)を加えて20倍容量に薄める。標定は行わず、1mol/L水酸化カリウム溶液のファクターを用いるか、又はアミド硫酸(標準物質)の採</u></p> |

(略)

## 2. 容量分析用標準液

(略)

0.1mol/L 水酸化カリウム溶液 (略)

0.05mol/L 水酸化カリウム溶液 1000mL 中水酸化カリウム (KOH、分子量56.11) 2.805 g を含む。

1mol/L 水酸化カリウム溶液に水 (二酸化炭素除去) を加えて20倍容量に薄める。標定は行わず、1mol/L 水酸化カリウム溶液のファクターを用いるか、又はアミド硫酸 (標準物質) の採取量を約0.12~0.13 g とし、1mol/L 水酸化カリウム溶液に準じて標定する。

0.05mol/L 水酸化カリウム溶液 1mL = 4.855mg H<sub>2</sub>SO<sub>4</sub>

ファクターは、次の式によって算出する。

$$f = m / (0.004855 \times V) \times A / 100$$

ただし、f : 0.05mol/L 水酸化カリウム溶液のファクター

m : アミド硫酸 (標準物質) の採取量 (g)

A : アミド硫酸 (標準物質) の含量 (%)

V : 0.05mol/L 水酸化カリウム溶液の消費量 (mL)

(略)

## D 成分規格・保存基準各条

取量を約0.12~0.13 g とし、1mol/L 水酸化カリウム溶液に準じて標定する。

0.05mol/L 水酸化カリウム溶液 1mL = 4.855mg H<sub>2</sub>SO<sub>4</sub>

NH<sub>2</sub>

ファクターは、次の式によって算出する。

$$f = m / (0.004855 \times V) \times A / 100$$

ただし、f : 0.05mol/L 水酸化カリウム溶液のファクター

m : アミド硫酸 (標準物質) の採取量 (g)

A : アミド硫酸 (標準物質) の含量 (%)

V : 0.05mol/L 水酸化カリウム溶液の消費量 (mL)

(略)

## 2. 容量分析用標準品

(略)

0.1mol/L 水酸化カリウム溶液 (略)

(新設)

(略)

## D 成分規格・保存基準各条

成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。

添加物が組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。当該安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。

(略)

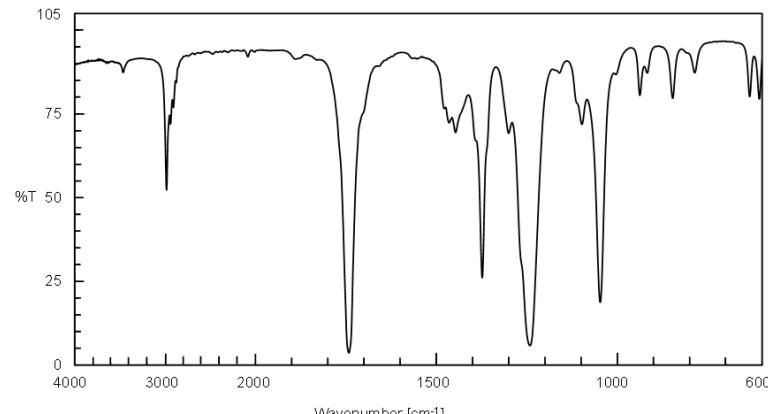
酢酸エチル

Ethyl Acetate

(略)

定量法 (略)

参考スペクトル



(略)

炭酸カルシウムⅡ

Calcium Carbonate Ⅱ

(略)

定義 本品は、炭酸カルシウムを主成分とし、L-酒石酸・L-リンゴ酸カルシウム複塩を含みうる方法で製造されたものである。

成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。

添加物が組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。当該安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。

(略)

酢酸エチル

Ethyl Acetate

(略)

定量法 (略)

(新設)

(略)

炭酸カルシウムⅡ

Calcium Carbonate Ⅱ

(略)

定義 本品は、炭酸カルシウムを主成分とし、L-酒石酸・L-リンゴ酸カルシウム複塩を含みうる方法で製造されたものである。

(略)

(略)

二炭酸ジメチル

Dimethyl Dicarbonate

(略)

保存基準 密封容器に入れ、30°C以下で保存する。

(略)

(略)

メタ酒石酸

Metatartaric Acid

定 義 本品は、L一酒石酸を大気圧下又は減圧下で加熱して溶融し、エステル化した長さの異なる分子を主成分とするものである。

含 量 本品は、L一酒石酸 ( $C_4H_6O_6 = 150.09$ ) として99.5～113%を含む。

(略)

定 量 法 本品約2gを速やかに精密に量り、水を加えて溶かして正確に100mLとする。この液50mLをフラスコに正確に量り、1mol/L水酸化ナトリウム溶液で速やかに滴定し、その消費量をa mLとする（指示薬 プロモチモールブルー試液10滴）。ただし、終点は、液の色が帶青緑色に変わるときとする。さらに、このフラスコに1mol/L水酸化ナトリウム溶液20mLを加え、栓をして2時間静置した後、0.5mol/L硫酸で速やかに滴定し、その消費量をb mLとする。ただし、終点は、液の色が帶青緑色に変わるときとする。次式によりメタ酒石酸の含量を求める。

$$\text{メタ酒石酸の含量} (\text{L一酒石酸 } (C_4H_6O_6) \text{ として}) (\%) \\ = \frac{(a + 20 - b) \times 15.01}{M}$$

(略)

(略)

(略)

二炭酸ジメチル

Dimethyl Dicarbonate

(略)

保存基準 密封容器に入れ、20～30°Cで保存する。

(略)

(略)

メタ酒石酸

Metatartaric Acid

定 義 本品は、L一酒石酸を大気圧下又は減圧下で加熱して溶融し、エステル化した長さの異なる分子を主成分とするものである。

含 量 本品は、L一酒石酸 ( $C_4H_6O_6 = 150.09$ ) として99.5～113%を含む。

(略)

定 量 法 本品約2gを速やかに精密に量り、水を加えて溶かして正確に100mLとする。この液50mLをフラスコに正確に量り、1mol/L水酸化ナトリウム溶液で速やかに滴定し、その消費量をa mLとする（指示薬 プロモチモールブルー試液10滴）。ただし、終点は、液の色が帶青緑色に変わるときとする。さらに、このフラスコに1mol/L水酸化ナトリウム溶液20mLを加え、栓をして2時間静置した後、0.5mol/L硫酸で速やかに滴定し、その消費量をb mLとする。ただし、終点は、液の色が帶青緑色に変わるときとする。次式によりメタ酒石酸の含量を求める。

$$\text{メタ酒石酸の含量} (\text{L一酒石酸 } (C_4H_6O_6) \text{ として}) (\%) \\ = \frac{(a + 20 - b) \times 15.01}{M}$$

(略)

|  |  |
|--|--|
| (略)  | (略)  |
| E (略)  | E (略)  |
| F 使用基準   | F 使用基準   |
| (略)  | (略)  |
| カルボキシメチルセルロースカルシウム   | カルボキシメチルセルロースカルシウム   |
| カルボキシメチルセルロースカルシウムの使用量は、食品の2.0%以下でなければならない。ただし、カルボキシメチルセルロースカルシウムをカルボキシメチルセルロースナトリウム <u>及び</u> デンブングリコール酸ナトリウムの1種以上と併用する場合にあっては、それぞれの使用量の和が食品の2.0%以下でなければならない。 | カルボキシメチルセルロースカルシウムの使用量は、食品の2.0%以下でなければならない。ただし、カルボキシメチルセルロースカルシウムをカルボキシメチルセルロースナトリウム <u>、</u> デンブングリコール酸ナトリウム <u>及び</u> メチルセルロースの1種以上と併用する場合にあっては、それぞれの使用量の和が食品の2.0%以下でなければならない。 |
| カルボキシメチルセルロースナトリウム   | カルボキシメチルセルロースナトリウム   |
| カルボキシメチルセルロースナトリウムの使用量は、食品の2.0%以下でなければならない。ただし、カルボキシメチルセルロースナトリウムをカルボキシメチルセルロースカルシウム <u>及び</u> デンブングリコール酸ナトリウムの1種以上と併用する場合にあっては、それぞれの使用量の和が食品の2.0%以下でなければならない。 | カルボキシメチルセルロースナトリウムの使用量は、食品の2.0%以下でなければならない。ただし、カルボキシメチルセルロースナトリウムをカルボキシメチルセルロースカルシウム <u>、</u> デンブングリコール酸ナトリウム <u>及び</u> メチルセルロースの1種以上と併用する場合にあっては、それぞれの使用量の和が食品の2.0%以下でなければならない。 |
| (略)  | (略)  |
| デンブングリコール酸ナトリウム  | デンブングリコール酸ナトリウム  |
| デンブングリコール酸ナトリウムの使用量は、食品の2.0%以下でなければならない。ただし、デンブングリコール酸ナトリウムをカルボキシメチルセルロースカルシウム <u>及び</u> カルボキシメチルセルロースナトリウムの1種以上と併用する場合にあっては、それぞれの使用量の和が食品の2.0%以下でなければならない。    | デンブングリコール酸ナトリウムの使用量は、食品の2.0%以下でなければならない。ただし、デンブングリコール酸ナトリウムをカルボキシメチルセルロースカルシウム <u>、</u> カルボキシメチルセルロースナトリウム <u>及び</u> メチルセルロースの1種以上と併用する場合にあっては、それぞれの使用量の和が食品の2.0%以下でなければならない。    |
| (略)  | (略)  |
| (削除)   | <u>メチルセルロース</u>  |
|  | メチルセルロースの使用量は、食品の2.0%以下でなければならない。ただし、メチルセルロースをカルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム又はデンブング   |

(略)

リコール酸ナトリウムの1種以上と併用する場合にあっては、それ  
ぞれの使用量の和が食品の2.0%以下でなければならない。

(略)